

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月6日  
照会部署名 堺東年金事務所厚年適用調査課  
照会担当者 (厚年適用調査課長) 中居 利雄  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 丸田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-075	本部受付番号 No.2010-895
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休中に昇給があった場合の月額変更について

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

昭和50年3月29日保険発第25号・府保険発第8号通知により示されていますが、下記の事例についてご教示いただきますようお願いします。

一時帰休：平成22年4月～平成23年3月（予定）

給与：未

支払い：当月20日

一時帰休の調整：一時帰休した翌月

- 1) 一時帰休控除として一旦全額控除（平均賃金（過去3ヶ月）×100%×日数）
- 2) 一時帰休の休業手当として平均賃金×60%支給

【事例 1】

支払	支払基礎期間	一時帰休		給与計算
		期間	日数	
4月／昇給	4/1～4/30			通常支給(一時帰休控除なし)
5月	5/1～5/31	4/1～4/30	3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月一時帰休控除(平均賃金 × 100%)</li> <li>・4月一時帰休手当(平均賃金 × 60%)</li> <li>・4月昇給分支給←修正平均で調整</li> </ul>
6月	6/1～6/30	5/1～5/31	3日	
7月	7/1～7/31	6/1～6/30	解消	
8月	8/1～8/31	7/1～7/31	3日	
9月	9/1～9/30	8/1～8/31	不明	
10月	10/1～10/31			
11月	11/1～11/30			
12月	12/1～12/31			

(対応策)

No.2010-462 の回答では一時帰休の状態が解消し、固定的賃金の変動要因のみによる影響が確定する月を起算月として、以後継続した三ヶ月間に受けた報酬の平均月額に2等級以上の変動があれば、随時改定を行うこととなるとあります。上記の場合は、4月に昇給があったが一時帰休中なので、一時帰休が解消した6月を起算月として、随時改定を行う。

なお、その場合の金額は8月に一時帰休があった場合は、その金額も含め計算を行う。

上記のとおり処理してよろしいかご教示ください。

(ブロック本部回答)

疑義回答№.2010-295 №.2010-297 №.2010-462において一時帰休中に固定的賃金の変動がなされた場合「固定的賃金の変動要因のみによる影響が確定する月を起算月とする」取扱いが示されています。今回事例について、4月は一時帰休中ですが、4月支払い分は一時帰休による控除がなく通常支給である為「固定的賃金の変動要因のみによる影響が確定」しているため、4月を起算月として以降3ヶ月の平均に2等級以上差が生じれば、7月改定とする取扱いが妥当であると思慮します。

しかしながら、疑義回答2010-380において休職者給与が支給されている場合の随時改定不該当の理由として「継続した3ヶ月の実績が確保されていないため」との回答であり、今回事例については5月、6月の支払いについて一時帰休による控除がなされており、継続した3ヶ月の実績が確保されているかどうか疑義が生じます。同様の事例について疑義回答等で明確に示されていない為、必要に応じて機構本部へご照会ください。

回答日 平成22年8月17日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、平成22年12月15日付【厚年指2010-410】「一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い（指示・依頼）」で示したとおり、4月を起算月として随時改定の要否を判断することとなる。

回答日 平成22年12月16日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上